

「週休2日適正工期発注宣言」「週休2日取得企業宣言」 ロゴマーク 使用マニュアル

1. 使用目的

令和6年度から建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用となります。建設業の「働き方改革」、
「4週8休の確保」の実現に向け、受発注者が協働し取り組みを進めなければなりません。

北陸ブロック発注者協議会では、発注者の「適正工期による発注」、受注者の「週休2日の取得」への取り組みを『宣言』することで、更なる推進、浸透を図ることを目的にロゴマークを作成しました。

「週休2日適正工期発注宣言」及び「週休2日取得企業宣言」の適正な使用を促進するため、以下に基本ルールを示します。

2. 使用者の条件

本ロゴマークの使用にあたっては、以下の項目を満たしていることを条件とします。

(1) 発注者

「週休2日」を確保できる“適正な工期設定”を行い発注していることを宣言していること。

(2) 受注者(企業)

企業として「週休2日」に取り組んでいることを宣言していること。

3. 使用手続き

本ロゴマークの使用には、「適正工期による発注」、「週休2日の取得」の『宣言』が必要となります。
ロゴマークを使用する場合は、下記連絡先まで『宣言』の報告をお願いします。

連絡先 北陸ブロック発注者協議会 事務局(北陸地方整備局 企画部 技術管理課)

TEL 025-370-6702(直通)、FAX 025-280-8861

E-mail: hinkaku@hrr.mlit.go.jp

4. 基本デザイン

ロゴマークの基本デザインは下記のとおりです。



ロゴマークについて

- ◆ 「週休2日」の取得により、休日が増え、家族と過ごす様子をピクトグラムでシンプルに表現。
- ◆ 受発注者双方の意識の変化を促すため、「change!!」というメッセージを組み合わせで表現。

5. 色指定

基本デザインに示す色での使用を原則とします。

基本表示色の指定はありませんが、デザインのイメージを確保できるようにして使用して下さい。

6. 使用サイズ

使用サイズの規定はありません。

ただし、ロゴマークの視認性を確保して使用して下さい。

7. 使用例

ウェブサイト、ヘルメット、建設現場の看板や仮囲い等、名刺、ポスター、チラシ など



8. 禁止事項

(1) 縦・横の比率を変える。



(2) 他の図柄や文字を重ねる等、新たな要素を加える。

(バック地に溶け込んでしまう場合は、白い枠の中に置いてください)



9. その他

使用目的以外のロゴマークの使用は禁止します。

本ロゴマークは商標登録出願中です(R6.3 時点)。

以上